

新旧対比表

該当項目	現 行	改 定	備 考
附則	山梨県工事技術的難易度評価実施要領 (目 的) 第1 本要領は、「山梨県建設工事成績評定要領」(以下「評定要領」という。)第3第二号の工事の技術的難易度の評価に関する事項を定めることにより、山梨県が所掌する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。 (対象工事) 第2 工事の技術的難易度の評価(以下「評価」という。)の対象とする工事は、評定要領第2に規定された対象工事すべてとする。 (評価の時期) 第3 評価の時期は、工事の完成時とする。 (評価者) 第4 技術的難易度の評価を行う者(以下「評価者」という。)は、第二次評定者(担当課長等)とする。 (評価の方法) 第5 評価は、工事ごとに独立して、監督員及び工事検査員の意見を踏まえて、第二次評定者が行うものとする。 2 工事完成時の評価は、工事施工において確認した事項に基づきの確かつ公正に実施し、別記様式第1ー1(土木工事)、別記様式第1ー2(土木工事に係る電気通信設備工事)、別記様式第1ー3(建築)・1ー4(設備)「工事技術的難易度評価表」に記録するものとする。 3 前項の評価は、別紙1ー1(土木工事)、別紙1ー2(土木工事に係る電気通信設備工事)、別紙1ー3(営繕工事)難易度評価手順の方法により行うものとする。 (評価結果の報告) 第6 評価者は、難易度評価をおこなったときは、工事技術的難易度評価表を評定表と共に当該工事について所轄する所属(以下「所轄所属」という。)の長に提出するものとする。 (評価結果の通知) 第7 所轄所属の長等は、別添「山梨県建設工事成績通知実施要領」の定めるところにより、当該工事の請負者に通知するものとする。 附 則 (1) この要領は平成14年4月1日から適用する。 (2) この要領は平成19年4月1日から適用する。 (3) この要領は令和 6年4月1日から適用する。	山梨県工事技術的難易度評価実施要領 (目 的) 第1 本要領は、「山梨県建設工事成績評定要領」(以下「評定要領」という。)第3第二号の工事の技術的難易度の評価に関する事項を定めることにより、山梨県が所掌する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。 (対象工事) 第2 工事の技術的難易度の評価(以下「評価」という。)の対象とする工事は、評定要領第2に規定された対象工事すべてとする。 (評価の時期) 第3 評価の時期は、工事の完成時とする。 (評価者) 第4 技術的難易度の評価を行う者(以下「評価者」という。)は、第二次評定者(担当課長等)とする。 (評価の方法) 第5 評価は、工事ごとに独立して、監督員及び工事検査員の意見を踏まえて、第二次評定者が行うものとする。 2 工事完成時の評価は、工事施工において確認した事項に基づきの確かつ公正に実施し、別記様式第1ー1(土木工事)、別記様式第1ー2(土木工事に係る電気通信設備工事)、別記様式第1ー3(建築)・1ー4(設備)「工事技術的難易度評価表」に記録するものとする。 3 前項の評価は、別紙1ー1(土木工事)、別紙1ー2(土木工事に係る電気通信設備工事)、別紙1ー3(営繕工事)難易度評価手順の方法により行うものとする。 (評価結果の報告) 第6 評価者は、難易度評価をおこなったときは、工事技術的難易度評価表を評定表と共に当該工事について所轄する所属(以下「所轄所属」という。)の長に提出するものとする。 (評価結果の通知) 第7 所轄所属の長等は、別添「山梨県建設工事成績通知実施要領」の定めるところにより、当該工事の請負者に通知するものとする。 附 則 (1) この要領は平成14年4月1日から適用する。 (2) この要領は平成19年4月1日から適用する。 (3) この要領は令和 6年4月1日から適用する。 (4) この要領は令和 7年4月1日から適用する。	

該当項目		現 行				改 定				備 考	
別紙-2											
工事・設備区分表 (右側)											
土木 工事	5. 道路	5.6道路付属施設			5060	5.6道路付属施設			5060		
					5070				5070		
					5080				5080		
					5090				5090		
					5100				5100		
					5110				5110		
					5120				5120		
					5130				5130		
					5140				5140		
					5150				5150		
					5160				5160		
					5170				5170		
					6010				6010		
					6020				6020		
					6030				6030		
					6040				6040		
					6050				6050		
					6060				6060		
土木 工事に 係る電 気通 信設 備工 事	6. 公園	6.1基盤整備			6010	6.1基盤整備			6010		
					6020				6020		
					6030				6030		
					6040				6040		
					6050				6050		
					6060				6060		
					7011				7011		
					7012				7012		
					7021				7021		
					7022				7022		
					7023				7023		
					7031				7031		

新旧対比表

該当項目	現 行	改 定	備 考																																										
別紙5-1 区分:7012 ほ場整備(暗渠排水)	別紙5-1 小項目別評価運用基準表(農業農村整備) 区分:7012 工種: ほ場整備(暗渠排水) <table><tr><th>大項目</th><th>小項目</th><th>評価対象事項 (代表的事項)</th><th>具体的事例</th></tr><tr><td rowspan="3">1. 構造物 案件</td><td>①規模</td><td>対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td>②形状</td><td>対象構造物の形状の複雑さ</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td>③その他</td><td>既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td rowspan="2">2. 技術特性</td><td>①工法等</td><td>工法、使用機械、使用材料等</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td>②その他</td><td>施工方法に関する技術提案等</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr></table> 以下「ほ場整備(区画整理)」参照	大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	1. 構造物 案件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	②その他	施工方法に関する技術提案等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	別紙5-1 小項目別評価運用基準表(農業農村整備) 区分:7012 工種: ほ場整備(暗渠排水) <table><tr><th>大項目</th><th>小項目</th><th>評価対象事項 (代表的事項)</th><th>具体的事例</th></tr><tr><td rowspan="3">1. 構造物 案件</td><td>①規模</td><td>対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td>②形状</td><td>対象構造物の形状の複雑さ</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td>③その他</td><td>既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td rowspan="2">2. 技術特性</td><td>①工法等</td><td>工法、使用機械、使用材料等</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td>②その他</td><td>施工方法に関する技術提案等</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr></table> 以下「ほ場整備(区画整理)」参照	大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	1. 構造物 案件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	②その他	施工方法に関する技術提案等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	
大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例																																										
1. 構造物 案件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
	②その他	施工方法に関する技術提案等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例																																										
1. 構造物 案件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
	②その他	施工方法に関する技術提案等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
区分:7031 ため池(堤体)	別紙5-1 小項目別評価運用基準表(農業農村整備) 区分:7031 工種: ため池(堤体) <table><tr><th>大項目</th><th>小項目</th><th>評価対象事項 (代表的事項)</th><th>具体的事例</th></tr><tr><td rowspan="3">1. 構造物 案件</td><td>①規模</td><td>対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td>②形状</td><td>対象構造物の形状の複雑さ</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td>③その他</td><td>既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td rowspan="2">2. 技術特性</td><td>①工法等</td><td>工法、使用機械、使用材料等</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td>②その他</td><td>施工方法に関する技術提案等</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr></table> 以下「ほ場整備(区画整理)」参照	大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	1. 構造物 案件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	②その他	施工方法に関する技術提案等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	別紙5-1 小項目別評価運用基準表(農業農村整備) 区分:7031 工種: ため池(堤体) <table><tr><th>大項目</th><th>小項目</th><th>評価対象事項 (代表的事項)</th><th>具体的事例</th></tr><tr><td rowspan="3">1. 構造物 案件</td><td>①規模</td><td>対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td>②形状</td><td>対象構造物の形状の複雑さ</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td>③その他</td><td>既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td rowspan="2">2. 技術特性</td><td>①工法等</td><td>工法、使用機械、使用材料等</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td>②その他</td><td>施工方法に関する技術提案等</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr></table> 以下「ほ場整備(区画整理)」参照	大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	1. 構造物 案件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	②その他	施工方法に関する技術提案等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	
大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例																																										
1. 構造物 案件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
	②その他	施工方法に関する技術提案等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例																																										
1. 構造物 案件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
	②その他	施工方法に関する技術提案等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
区分:7032 ため池(維持管理)	別紙5-1 小項目別評価運用基準表(農業農村整備) 区分:7032 工種: ため池(維持管理) <table><tr><th>大項目</th><th>小項目</th><th>評価対象事項 (代表的事項)</th><th>具体的事例</th></tr><tr><td rowspan="3">1. 構造物 案件</td><td>①規模</td><td>対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td>②形状</td><td>対象構造物の形状の複雑さ</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td>③その他</td><td>既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td rowspan="2">2. 技術特性</td><td>①工法等</td><td>工法、使用機械、使用材料等</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td>②その他</td><td>施工方法に関する技術提案等</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr></table> 以下「ほ場整備(区画整理)」参照	大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	1. 構造物 案件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	②その他	施工方法に関する技術提案等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	別紙5-1 小項目別評価運用基準表(農業農村整備) 区分:7032 工種: ため池(維持管理) <table><tr><th>大項目</th><th>小項目</th><th>評価対象事項 (代表的事項)</th><th>具体的事例</th></tr><tr><td rowspan="3">1. 構造物 案件</td><td>①規模</td><td>対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td>②形状</td><td>対象構造物の形状の複雑さ</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td>③その他</td><td>既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td rowspan="2">2. 技術特性</td><td>①工法等</td><td>工法、使用機械、使用材料等</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr><tr><td>②その他</td><td>施工方法に関する技術提案等</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td></tr></table> 以下「ほ場整備(区画整理)」参照	大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例	1. 構造物 案件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	②その他	施工方法に関する技術提案等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	
大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例																																										
1. 構造物 案件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
	②その他	施工方法に関する技術提案等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的事例																																										
1. 構造物 案件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										
	②その他	施工方法に関する技術提案等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの																																										

新旧対比表

該当項目	現 行	改 定	備 考																													
別紙5-1 区分:7033 ため池(新設)	—	別紙5-1 区分:7033 小項目別評価運用基準表(農業農村整備) <table><tr><th rowspan="2">大項目</th><th rowspan="2">小項目</th><th rowspan="2">評価対象事項 (代表的事項)</th><th colspan="2">具体的な事例</th></tr><tr><th>評価A</th><th>評価B</th></tr><tr><td rowspan="3">1. 構造物 条件</td><td>①規模</td><td>対象構造物の高さ、延長、施工(断面積、施工深度等)の規模</td><td>・底堤平均高さ10m以上 ・築堤土量30,000m³以上</td><td>・底堤平均高さ5m以上 ・築堤土量10,000m³以上又は延長200m以上</td></tr><tr><td>②形状</td><td>対象構造物の形状の複雑さ</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td><td>・底堤断面形状が複雑</td></tr><tr><td>③その他</td><td>既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td><td>・法勾配が1:1.5以上 ・新工法</td></tr><tr><td rowspan="2">2. 技術特性</td><td>①工法等</td><td>工法、使用機械、使用材料等</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td><td>・材料運搬・計量・埋設・品質管理に関し、特殊、高度技術 ・ハブ材が大きい埋立材料、従来不良とされた埋立材料の活用 ・特殊な表面流水変型工法</td></tr><tr><td>②その他</td><td>施工方法に関する技術提案等</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td><td>・新技術の案施 ・湛水の暴発及び抑い上げ方法など技術提案 ・湛没土砂処理・有効利用に関する技術提案 ・水質改善等に関する技術提案</td></tr></table> 以下「ほ場整備(区画整理)」参照	大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的な事例		評価A	評価B	1. 構造物 条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断面積、施工深度等)の規模	・底堤平均高さ10m以上 ・築堤土量30,000m ³ 以上	・底堤平均高さ5m以上 ・築堤土量10,000m ³ 以上又は延長200m以上	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・底堤断面形状が複雑	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・法勾配が1:1.5以上 ・新工法	2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・材料運搬・計量・埋設・品質管理に関し、特殊、高度技術 ・ハブ材が大きい埋立材料、従来不良とされた埋立材料の活用 ・特殊な表面流水変型工法	②その他	施工方法に関する技術提案等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・新技術の案施 ・湛水の暴発及び抑い上げ方法など技術提案 ・湛没土砂処理・有効利用に関する技術提案 ・水質改善等に関する技術提案	
大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)				具体的な事例																										
			評価A	評価B																												
1. 構造物 条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断面積、施工深度等)の規模	・底堤平均高さ10m以上 ・築堤土量30,000m ³ 以上	・底堤平均高さ5m以上 ・築堤土量10,000m ³ 以上又は延長200m以上																												
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・底堤断面形状が複雑																												
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・法勾配が1:1.5以上 ・新工法																												
2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・材料運搬・計量・埋設・品質管理に関し、特殊、高度技術 ・ハブ材が大きい埋立材料、従来不良とされた埋立材料の活用 ・特殊な表面流水変型工法																												
	②その他	施工方法に関する技術提案等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・新技術の案施 ・湛水の暴発及び抑い上げ方法など技術提案 ・湛没土砂処理・有効利用に関する技術提案 ・水質改善等に関する技術提案																												
区分:7034 ため池(盛立(築堤)、取水施設、洪水吐、付帯工)	—	別紙5-1 区分:7034 小項目別評価運用基準表(農業農村整備) <table><tr><th rowspan="2">大項目</th><th rowspan="2">小項目</th><th rowspan="2">評価対象事項 (代表的事項)</th><th colspan="2">具体的な事例</th></tr><tr><th>評価A</th><th>評価B</th></tr><tr><td rowspan="3">1. 構造物 条件</td><td>①規模</td><td>対象構造物の高さ、延長、施工(断面積、施工深度等)の規模</td><td>・法面保護寸1,000m²以上かつ法長10m以上</td><td>・法面保護寸20,000m²以上 ・法面保護工900m²以上かつ法長8m以上</td></tr><tr><td>②形状</td><td>対象構造物の形状の複雑さ</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td><td>・法勾配が1:1.5以上</td></tr><tr><td>③その他</td><td>既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td><td>・A・Bの湛没、仮置き・水切りの処理要 ・既設構造物の撤去 ・既存の樋門、樋管等の撤去 ・母堤体の開削</td></tr><tr><td rowspan="2">2. 技術特性</td><td>①工法等</td><td>工法、使用機械、使用材料等</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td><td>・特殊な表面流水変型工法 ・新技術の案施</td></tr><tr><td>②その他</td><td>施工方法に関する技術提案等</td><td>・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの</td><td>・湛水の暴発及び抑い上げ方法など技術提案 ・湛没土砂処理・有効利用に関する技術提案 ・水質改善等に関する技術提案</td></tr></table> 以下「ほ場整備(区画整理)」参照	大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)	具体的な事例		評価A	評価B	1. 構造物 条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断面積、施工深度等)の規模	・法面保護寸1,000m ² 以上かつ法長10m以上	・法面保護寸20,000m ² 以上 ・法面保護工900m ² 以上かつ法長8m以上	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・法勾配が1:1.5以上	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・A・Bの湛没、仮置き・水切りの処理要 ・既設構造物の撤去 ・既存の樋門、樋管等の撤去 ・母堤体の開削	2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・特殊な表面流水変型工法 ・新技術の案施	②その他	施工方法に関する技術提案等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・湛水の暴発及び抑い上げ方法など技術提案 ・湛没土砂処理・有効利用に関する技術提案 ・水質改善等に関する技術提案	
大項目	小項目	評価対象事項 (代表的事項)				具体的な事例																										
			評価A	評価B																												
1. 構造物 条件	①規模	対象構造物の高さ、延長、施工(断面積、施工深度等)の規模	・法面保護寸1,000m ² 以上かつ法長10m以上	・法面保護寸20,000m ² 以上 ・法面保護工900m ² 以上かつ法長8m以上																												
	②形状	対象構造物の形状の複雑さ	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・法勾配が1:1.5以上																												
	③その他	既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・A・Bの湛没、仮置き・水切りの処理要 ・既設構造物の撤去 ・既存の樋門、樋管等の撤去 ・母堤体の開削																												
2. 技術特性	①工法等	工法、使用機械、使用材料等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・特殊な表面流水変型工法 ・新技術の案施																												
	②その他	施工方法に関する技術提案等	・B判定の事例等、もしくはそれ以外において、特に困難と認められるもの	・湛水の暴発及び抑い上げ方法など技術提案 ・湛没土砂処理・有効利用に関する技術提案 ・水質改善等に関する技術提案																												